



発行 大阪市学校園教職員組合 大阪市中央区法円坂1-1-35(大阪市教育会館内)

TEL 6910-8700 <https://osaka-shikyo.org/>  
FAX 6910-7990 E-mail o-sikyol@sea.plala.or.jp



## 人事異動の考え方、取り扱い(8項目の確認)

- 自己申告書の入力すべき事項
  - 人事異動対象者…すべての項目。(1項、2項、3項の特別な事情、校長が特に必要と認める場合)
  - 異動対象者でない者…「①区分」欄と「②異動に関する意向…」の欄、名前等基本的事項
- 「自己申告書」入力要領「②異動に関する意向及び異動に関して配慮が必要な事項」[本人の健康状態(既往症や通院の有無)、就学前の子の保育や出産予定、介護の有無など、人事異動時に配慮を要する事項がある場合は、その内容を欄内に収まるよう具体的に記入する。]
- 異動候補者の決定
  - 「本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校長と十分お話しください。」
  - 「資質の向上がはかられるという大前提があり、そういう意図もなしに、原則にもとづかない異動を校長が異動対象者としてきた場合、丁寧に話を聞いてまいります。」(異動候補者を校長が決定する人事異動方針提案時の回答)
- 異動候補者の決定後の手続きについて
 

異動候補者の決定にあたっては、校長が異動に関する調書等を教育委員会に提出後概ね1週間以内を目途に本人に伝える。その後の学級数の増減に伴う定数変動や家庭事情などで、異動の追加や取り下げということはこれまでもあった。
- 残留の特別な事情
  - 近く定年・特別退職を予定している者、近く産休を予定している者、出産した者、病欠休暇・休職を1カ月以上とったもの(休職中は人事異動の対象外。介護休暇は対象内)。
  - 育児休業中の者については、残留も転任も可。
  - 個別の事情につきましては、校長より十分お話しをお聞きしてまいります。
- 保育事情
  - 保育所経由のため通勤困難となった場合、3項(6年以下)であっても通勤事情等ケースバイケースで転任を認めたい。
  - 保育所開所時刻との関連で生じる二重保育を避けるように配慮する。
  - 育児時間の残っている教職員について、現任校でとりたいたいの希望があれば配慮する。
  - 幼稚園経由を含め、保育事情等についてはこれまで調書に書いていただければ、できる限りの配慮をしているところですが、今後も努力してまいります。「(育児短時間勤務者の転任等について希望を尊重すること。幼稚園通園、学童保育、小学校低学年等子育て事情を配慮すること)」との要求に対する回答)
- 健康上配慮を要する教職員
  - 個別の事情では一般化して対処するのは困難。各校園長より必要に応じてお話しをお聞きしてまいります。
- 「過員」解消
  - 過員の解消については学校や該当の教科内で話し合いをいただき、協力をお願いしたい。早期に解消を図り、転任希望を出していただくことが、本人の希望を尊重する上でも必要である。なお、過員解消校の残留希望については、時期等にもよるが「3項」について、解消した場合は希望を尊重したい。

## 希望尊重の年度末人事実現 定数改善 大阪市の独自措置を



「24年度末人事・定員要求書」に対する回答交渉を11月21日に行いました。「教職員人事異動方針」に変更はなく、この間確認してきた「人事異動の考え方、取り扱い(別掲)」についても「昨年度と変更はない」ことを確認しました(異動候補者の決定・決定後の手続き、残留の特別な事情、保育事情等)についての重要な確認を参照ください。

「初めて転勤する若い人は産休・育休あけの人も多い」「管理職が育児短時間勤務やめてくれと言った」「育休あけは残留・転任も可であることを周知を」との追及に対して、「通勤時間や保育事情を個別事情は、これまででも出来る限り配慮。校長より十分話を聞く。育児短時間勤務の取得について、本人希望が尊重されるよう校長に對して周知徹底」と回答しました。

11月1日時点で小学校50人、中学校12人の欠員となつていきます。市教委は、産休・育休を安心して取得できるように「本務教員による欠員補充制度(特別専科教諭)」を創設し、今年度の小学校50人、中学校15人から拡充する予定としました。産休に対する年度当初からの講師の「先打ち」も引き続き行います。学校事務職員の

「4年から6年」、事務主任の「別途の取り扱い」を止める要求に、「学校事務職員実施要領」に基づき実施とし、応えませんでした。

養護教諭の複数配置、預け加配増、若手を支えるベテランの役割、再任用短時間の拡充を求めました。「短時間1人配置はできない。定数の中で配置。指導養護教諭も拡充。市独自の加配今年度小学校7校、中学校7校」と答えました。

特別支援在籍児童・生徒増にも関わらず文科省通知以降学級減となつていきます。市教委は「障がい種別ごとに8人以上で編制し、在籍が

1人であっても学級設置」と答えました。府の学級編制変更について、決定次第情報提供するとしました。特別支援教育サポーターの配置等は指導部の所管、連携し適切な配置・運用となるよう状況を伝えるとしました。

宮城委員長は交渉を中断するにあたり、持ち時間数を減らすこと、基礎定数を改善すること(国・定数内講師を減らすこと(大阪市)なしに「教員不足」や働き方改革は実現しないと述べ、「子どもの学習権保障」と「教員の職業上の自由」実現のため市独自の努力を行うことを求めました。

市労組連は11月8日、24年賃金確定市労組連要求回答交渉を行い、月例給・一時金の引き上げの市当局回答をえましました。一時金は12月10日、4月週及の差額は12月17日に支給されます。

○期末・勤勉手当を年間0・1月引き上げて4・6月、本年12月期2・35月。(再任用年間1・225月)。

○会計年度任用職員は本務職員と同様。○給料表の平均改定額。行政職給料表9828円、教育職給料表(2)(小中学校等)9985円。

市労組連は交渉で以下のよう主張しました。一定の改善事項もあるが、物価高騰が長期間にわたって続いている中で、中高年層に大きな負担がのしかかっています。

市労組連は勤務労働条件にかかわる要求事項について引き続き交渉を行います。

### 市労組連 賃金確定

**大卒初任給 2万3800円引上**  
**差額支給 12月17日**

## 仲間が増えた!

### 賃金が上がり組合員が増えた

賃上げが決まったことを知った組合員のAさんは、同僚のBさんに話しかけました。A「今年も給料上がるよ。Bえっ!なんですか?A組合が交渉したからです。平均で1万円近く上がるよ。Bうれしいなあ。A差額も出ますよ。4月~11月までと一時金分の差額が。一時金は0.1月アップなので、25万円の給料だったら約2万5千円プラスになりますよ。この後、Aさんは組合加入を呼びかけました。「私はいろいろと忙しいので入っても何も貢献できないのですが」というBさん。「組合員が増えれば、大きな力になります」と答えると、Bさんは加入を快諾しました!あなたもまず1人仲間を増やす声をかけてみてください。